

平成31年

第1回市議会定例会 議案第41号

函館市駐車場条例の一部改正について

函館市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 函館市駐車場条例（昭和45年函館市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表中「函館市若松町57番」を「函館市若松町12番」に改める。

別表第1中

函館市函館駅前広場駐車場	30分まで	無料
	30分を超えた後1時間まで	200円
	1時間を超えた後30分までごとに	100円

を

函館市函館駅前広場駐車場	施設使用者	2時間まで	無料
		2時間を超えた後30分までごとに	100円
	施設使用者以外の者	30分まで	無料
		30分を超えた後1時間まで	200円
		1時間を超えた後30分まで	100円

に

」

		でごとに	
--	--	------	--

改め、同表備考第5項中「とは、」の後ろに「函館市五稜郭観光駐車場にあつては」を、「者を」の後ろに「、函館市函館駅前広場駐車場にあつてははこだてみらい館、はこだてキッズプラザおよび函館市青函連絡船記念館摩周丸に入館した者を」を加える。

第2条 函館市駐車場条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表中

「

函館市函館駅前広場駐車場	函館市若松町12番
--------------	-----------

」

「

函館市函館駅前広場駐車場	函館市若松町12番
函館市若松町駐車場	函館市若松町13番

」

改め、同条第2項中「函館市元町観光駐車場（立体式）」を「函館市
 棧橋駐車場および函館市元町観光駐車場（立体式）」に改める。

別表第1中

「

函館市棧橋駐車場 函館市元町観光駐車場（広場式） 函館市元町観光駐車場（立体式）（月ぎめ駐車場を除く。）		を	函館市元町観光駐車場（広場式） 函館市元町観光駐車場（立体式）（月ぎめ駐車場を除く。）	
函館市五稜郭観光駐車場	施設使用者		函館市五稜郭観光駐車場 函館市若松町駐車場	施設使用者
	施設使用者以外の者		施設使用者以外の者	

」

に改め、同表備考第5項中「者を、」の後ろに「函館市若松町駐車場および」を加え、同表備考に次の1項を加える。

6 函館市若松町駐車場の料金のうち、夜間（午後9時以後の最初の料金発生時（料金の額を計算する場合において、上表の規定によつて料金が発生することとなる時をいう。以下同じ。）以後翌日（最初の料金発生時が午前0時以後の場合は、当日）の午前7時前の間をいう。以下同じ。）の駐車に係る部分の料金の額が500円を超える場合における当該夜間の駐車に係る部分の料金の額は、同表の規定により計算された料金の額にかかわらず、500円とする。この場合において、夜間から引き続き午前7時以後も駐車するときは、午前7時以後の最初の料金発生時は午前7時とするものとする。

別表第2中

月ぎめ料金	
1月につき	7,500円

を

区 分	月ぎめ料金	
函館市棧橋駐車場	1月につき	10,000円
函館市元町観光駐車場（立体式）（月ぎめ駐車場に限る。）	1月につき	7,500円

に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年11月1日から施行する。ただし、第1条および次項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定の施行の際現に函館市函館駅前広場駐車場に駐車している者に係る当該駐車場の駐車料金の額は、同条の規定による改正後の函館市駐車場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正前の函館市駐車場条例の規定に基づき発行された函館市棧橋駐車場の100円券の回数券は、同条の規定による改正後の函館市駐車場条例の規定に基づき発行された函館市若松町駐車場の100円券の回数券とみなす。

(提案理由)

若松町に路外駐車場を設置し、棧橋駐車場を月ぎめにより使用させる路外駐車場に変更し、はこだてみらい館等の入館者が駐車する場合の函館駅前広場駐車場の使用料の額を定め、および規定を整備するため